

事 務 連 絡
平成29年11月2日

各都道府県医政主管（部）局 御中

厚生労働省医政局地域医療計画課

医療機関における木材利用の促進及びCLTの活用について

医療機関における木材利用については、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（平成22年法律第36号）に基づき、木材の利用の促進に御尽力いただいているところである。

また、林業及び木材産業の成長産業化を推進し、地方の持続的な産業の育成と雇用の確保を図り、地方創生を実現すること等を目的に、公共建築物等に対するCLT（Cross Laminated Timberの略称、いわゆる直交集成板）の幅広く積極的な活用に向けて、「公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針」を踏まえ、CLT活用促進のための取組を政府として行っているところである。

については、医療機関の整備に当たり、木材及びCLTの積極的な活用にご配慮いただくとともに、管内医療機関に対して、木材及びCLTを積極的に活用していただくよう周知方をお願いします。

なお、内閣官房から情報提供のあった「CLT関係資料」について、参考資料として添付するので、併せて周知方をお願いします。

厚生労働省医政局地域医療計画課
救急・周産期医療等対策室
担当係名 へき地医療係
TEL 03-5253-1111（内線2551）

